

機関番号：17102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21820029

研究課題名（和文）

韓国皇室の日本編入による天皇制の動揺に関する基礎的研究：王公族関連データの作成

研究課題名（英文）

A basic study on disturbance of the Emperor system of Japan by the admission of the Korean Imperial Family : Making of date of Okozoku (王公族) .

研究代表者

新城 道彦 (SHINJOH MICHIIHIKO)

九州大学・韓国研究センター・助教

研究者番号：40553558

研究成果の概要（和文）：

韓国併合とは、大日本帝国と大韓帝国という共に「帝」を戴く二つの帝国が一つの〈日本〉になり、それを天皇が統治することであった。したがって、韓国皇帝を〈日本〉に遺すことは天皇制の動揺につながった。しかし、日本は韓国皇帝をむやみに処断できなかった。併合を「合意」として実現するために条約調印に応じてもらわなければならなかったからである。その結果、〈日本〉には皇族ではないが「皇族ノ礼」を受ける、王公族という身分が新たに創設される。

研究成果の概要（英文）：

Annexation of Korea was that two empires, The Great Japanese Empire and Great er Korea Empire, became one country as 〈Japan〉, and Emperor(天皇) reigned over 〈Japan〉. Therefore, it led to disturbance of the Emperor system of Japan to keep the Korean emperor in 〈Japan〉. However, Japan was not able to judge the Korean emperor recklessly. This is because Japan had to have Korea accept the treaty sealing to carry out the annexation as "an agreement". As a result, Okozoku(王公族) were founded newly in 〈Japan〉, who weren't royalty, but got treatment of royalty.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,040,000	312,000	1,352,000
2010年度	970,000	291,000	1,261,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,010,000	603,000	2,613,000

研究分野：韓国併合史

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：王公族、李王家、李王職、韓国併合、帝国

1. 研究開始当初の背景

日本は、韓国併合を「合意」として実行するために、韓国皇室に対して皇族の礼遇を認めざるをえなかった。しかし一方で、韓国皇室を残存させることは、朝鮮の統治者は天皇ただ一人であるという天皇制の統治理念を

否定し、延いては独立運動と結びつく可能性があった。また、血統が異なる韓国皇室に皇族の礼遇を認めることは、皇族の「貴種性」を否定する可能性もあった。もし仮に琉球処分の際に琉球王尚泰を既存の華族としたように、韓国皇室に皇族の礼遇を保障する必

要がなければ、このような葛藤は生じなかったはずである。以上の点に着目し、韓国皇室の処遇問題を本研究の課題に設定するに至った。

2. 研究の目的

これまで韓国併合時に日本に編入された韓国皇室（彼らは王族・公族という階級として冊立され、両階級を合わせて王公族と呼称された）を朝鮮統治や天皇制と関連づけて考察した研究は皆無に等しく、王公族の法的位置づけに関する研究や伝記類が数種ある程度である。その理由は、①韓国併合時に王公族身分がどのように創設されたのか、②彼らを管掌した宮内省官僚である李王職には、誰が任命されたのか、といった王公族研究の基礎となる部分がいまだ不明瞭だからだといえる。そこで本研究では、この二点を解明することを目的とした。

3. 研究の方法

①の課題に関しては、国立公文書館所蔵の『韓国併合ニ関スル書類 発電』『韓国併合ニ関スル書類 着電』（以下『発電』『着電』と略記）を整理・分析し、韓国併合時に韓国皇室の処遇がどのように議論され、最終的に王公族がいかなる形で創設されたのかを明らかにした。なお、『発電』には、日本政府が発した電報が収録されており、『着電』には、日本政府へ発せられた主に統監府からの電報が収録されている。この史料は公文別録『韓国併合ニ関スル書類』と名称が似ているが、「公文別録」ではなく「単行書」という別の分類の公文書である。国立公文書館の説明によると、「公文別録」とは明治元年から昭和 22 年の重要な事件、閣議決定などの極秘文書をまとめたものであり、「単行書」とは安政 5 年から大正 15 年の公文書を、内閣記録課が「単行書」という名称で編纂したものである。

②の課題に関しては、国立国会図書館所蔵の「職員録」、韓国国立中央図書館所蔵の「李王職職員録」、東京大学史料編纂所図書室所蔵の「宮内省職員録」を入手した。最も長期間の記録が残っている「職員録」を基本として李王職職員を抽出し、さらに「李王職職員録」「宮内省職員録」を参考として「職員録」の誤りを修正することで、1911 年から 1945 年の李王職職員をデータ化した。

4. 研究成果

(1) 韓国併合条約の締結に関して統監府と韓国政府が直接議論を開始したのは、条約締結わずか 18 日前の 8 月 4 日であり、李完用首相の私設秘書・李人植が南山脚下の統監府官舎に小松緑統監府参与官を訪問したのがきっかけであった。小松は李人植から、李完

用首相が「現帝は、自ら位を退くの意を洩し給はざるに、臣子の分として、数千年来の社稷を一時に断絶する大事を言ひ出すに忍びない」（『朝鮮併合之裏面』）と語ったことを聞くと、併合条件の大体を語るのが現内閣の最後の決心を促す唯一の方策だと考え、最初に欧米の植民地政策との対比の中で韓国皇室の処遇方針を伝えた。すなわち、フランスがマダガスカル王を孤島に追放したり、アメリカがハワイ王を市民に落とした例を引き、これに対して韓国皇帝は併合後も「日本皇族の待遇を受けられ、尚ほ今日と異ならざる歳費を給せられやう」と説明したのである。

李完用は、この意外に「寛容」な併合案を聞き、統監府側から譲歩を引き出せるうちに交渉を始めた方が得策だと考えた。これを李人植から聞いた寺内正毅統監は、8 月 13 日に桂太郎首相に向けて「予テ内命ヲ掌ルル時局ノ解決ハ来週ヨリ着手シタシ。別段ノ故障ナク進行スルニ於テハ其ノ週末ニハ総テ完了セシメ度」（『着電』）という電報を送り、16 日に李完用との間で併合談判に入った。

(2) 寺内統監から手渡された併合条件の覚書を一読した李完用首相は、唯一の希望として国号と皇帝の尊称に関して少し考慮してもらいたいとして、「国号ハ依然韓国ノ名ヲ存シ皇帝ニハ王ノ尊称ヲ与ヘラレタキコト」（『韓国併合始末』）を申し入れた。寺内統監がこれを拒否すると、李完用はわずか 30 分で退出していった。

同日午後 9 時になると、今度は趙重応農商工部大臣が、国号と王号に関する韓国側の考えを伝えるために寺内統監を訪問してきた。趙重応は「若シ此二点ニシテ雙方ノ意思一致スルヲ得サルニ於テハ妥協ノ途ナキニ苦シム」（『韓国併合始末』）という李完用首相の言葉を伝え、日本側がこの点に関して譲歩しないならば条約締結には応じないと強硬な態度に出た。寺内は 8 月 13 日の時点で日本政府に翌週末までの「時局解決」を表明していたため、ここで併合談判を遅延させるわけにはいかず、条約締結交渉が決裂しないように国号と王号に関しては妥協せざるをえない状況にあった。そこで「一、韓国ノ国号ヲ自今朝鮮ト改ムルコト」「二、皇帝ヲ李王殿下、太皇帝ヲ太王殿下及皇太子ヲ王世子殿下ト称ス」という 2 件を筆記し、これを日本政府に稟議してみると趙重応農商工部大臣に申し入れるに至る（『韓国併合始末』）。李完用は条約締結による「合意」形成という統監府側の要望に応えるふりをしながら、国号と王号といった「国家」の名分に関わる部分の譲歩を巧みに引き出したのである。

(3) 日本政府は 1910 年 7 月 8 日の閣議で併合後の韓国皇室に 150 万円の歳費を支給す

ることなどを可決した。そして宮内省はこの閣議決定をもとに「現皇帝ハ太公ト為シテ世襲トス。其ノ世子ハ公トシ、太皇帝ハ尚太公ト称シ、各妃ハ各太公妃又ハ公妃トシ、何レモ皇族ノ礼ヲ以テ遇シ殿下ト称セシム」「李罔ハ一代ヲ限リテ公トシ、妃ハ公妃トシ、皇族ノ礼ヲ以テ遇シ殿下ト称セシムルコト」(『発電』)という詔書案を作成し、8月16日に柴田内閣書記官長を介して統監府に送付した。

ところがちょうどこの日、(2)でみたように、寺内は韓国側に条約締結に応じてもらうための譲歩案として、併合後の韓国を朝鮮とし、韓国皇帝、太皇帝、皇太子に王号を残すと告げていた。このうち朝鮮案はすでに閣議で決定していたことなので何ら問題がなかったが、もう一方の韓国皇室に王号を残す件は、「大公」としてようやく形を持ち始めた宮内省の詔書案を修正し、天皇の裁可を得る必要があった。

寺内は宮内省案を修正した新たな詔書の文面を作成し、8月20日に日本政府に電報した。ここには、韓国皇帝、皇太子、太皇帝を、それぞれ「李王」「王世子」「太王」にすると記されている(『着電』)。この電報を受けた日本政府は、22日になって「貴府御意見ニ基キ宮内省案ヲ修正シタル全文左ニ。但シ括弧内ハ凡テ文字ニ対スル注意ナリ」と付記して最新の詔書案を統監府に送付するとともに「最早此上修正ノ余地ナシ」と告げた(『着電』)。

ところが、ここに「前韓国皇帝ヲ冊シテ王(李王ニアラス)」と記されていたことが統監府との軋轢を生み、詔書の成立を遅らせる。日本政府が「李王」ではなく「王」とした理由は定かではないが、推測するに、形式にこだわる宮内省が「皇族ノ礼」を受ける者の尊称に韓国皇室の姓に相当する「李」を付けることを嫌ったからではないかと思われる。日本の姓(氏)は天皇から臣民に賜与されるものであり、天皇や皇族はそれを持たないからである。

8月24日、寺内統監は桂首相に電報を送って「単ニ王ナル称号ヲ用フルトキハ従来ノ行掛上朝鮮王ト称シ度希望ヲ申出ツル恐アリ。故ニ本官ハ故ニ李王ナル文字ヲ選ヒ、予メ之ヲ防ギタルナリ」と訴えるとともに、「詔書ハ確定シタル由ナルモ未タ発表前ノコトナレバ今日ニ於テ之ヲ改ムルコト敢テ難キニ非サルヘシ」と、宮内省案の修正を強く求めた。桂首相は寺内統監の要請を受け入れたが、宮内省案を完全に否定することもできなかった。そこで、「王」として冊立するが、称するときには「李王」にするというように、宮内省と統監府の折衷案で解決したのであった。

(4)王公族には併合と同時に発布された詔書によって「皇族ノ礼」が保障された。しかし彼らが皇族か否かは非常に曖昧であった。それは王公族の監督権を巡って顕現する。

宮内省には、王公族が「皇族ノ礼」を受けるのだから同省において監督し、その旨を記した皇室令を発布すべきとの考えがあった。そしてその考えは8月23日に柴田内閣書記官長を通じて統監府に伝えられた。

これに対して児玉統監秘書官は「王族及公族ノ監督ニ関スル事項ハ政治上最モ重要ナル案件ナリ。此際軽々シク之レカ規定ヲ設クルハ却テ不得策ナリ」と電報して宮内省の考えを否定し、さらに「朝鮮総督ニ於テ宮内府及承寧府職員全部ニ対シ残務処理取扱ヲ命シ、当ノ内現在ノ儘之ヲ朝鮮総督ノ下ニ置キ、後日適当ナル規定ヲ設クル事ニ宮内省ニ交渉ヲ乞フ」(『着電』)と要請した。

翌26日、今度は寺内統監が自ら桂首相に電報を送り、「王族及公族ニ関シ一種ノ特別ノ制ヲ設ケ其歳費モ亦国庫ヨリ直接支出スルカ如キ専ラ帝国皇族ト之ヲ区別スルノ必要ヲ認メタルニ外ナラズ」(『着電』)というように、あからさまに王公族と皇族の違いを述べている。加えて、韓国皇室は「由来政治上禍乱ノ泉源」であるとし、併合後の朝鮮統治を担う総督が彼らを監督する権利をもたなければ「統治ノ実」を上げられないと訴えた。こうした論理から、宮内省の監督権を否定し、さらに監督権が宮内省に帰属する根拠となる皇室令の発布に関しても「早計ニ失スル」として反対した。

しかし、条約公布が迫っているこの時点で日本政府には時間的余裕がなかった。それゆえ、将来的にどの組織に監督権が帰属するかを曖昧にしつつ、宮内省案で収束させざるをえなかった。そして最終的に統監府が譲歩し、王公族の事務執行に関する職員のうち、朝鮮に在住する者の監督は総督が担当するという条件で、「原則」的に監督権を宮内省のもとに置くことに同意したのであった。

併合条約が公布された翌30日、寺内統監は王公族の監督権に拘泥した理由を桂首相に次のように説明している。

李王家監督ニ付屢々意見ヲ陳ベ御考慮ヲ煩ハシタルハ新政ノ始ニ当リ我皇室ト李王家ノ関係ヲ明カニシ、皇室ノ尊嚴ヲ盛ニスルト共ニ李王家ヲシテ政治上ノ関係ヲ絶チ長ク我皇室ノ恩沢ニ浴セシメンガ為ニ外ナラス。之レ実ニ皇室トノ関係ノミナラス朝鮮統治上ノ最大要件ナレバナリ(『着電』)

王公族と皇族を区別したのは、単に皇族の尊嚴のためではなく、王公族が政治に利用されないようにしつつ、彼らを皇族の「恩沢」に浴せしめるためであった。寺内統監はそうした韓国皇室の処遇を「朝鮮統治上ノ最大要

件」と位置づけ、統治を円滑に進める措置をとろうとしていた。すなわち、王公族を皇族のように礼遇することで韓国民を「感涙」させようとし、一方で皇族と区別することで宮内省の干渉を排除して、監督権を総督の権内に置こうとしたのである。

(5) 統監府と宮内省の監督権を巡る角逐もあり、王公族が皇族か否かは曖昧なままとなった。それは、王公族の家務を掌る組織として昌徳宮に新設された李王職をみるとよくわかる。「李王職官制」(明治43年皇室令第34号)の第一条では李王職は宮内大臣の管理に属するとされながら、同年に公布された「朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職職員ニ関スル件」(明治43年皇室令第39号)の第一条では、総督の監督下に置かれると規定されていたからである。宮内省の一機関である李王職は、名目上、宮内大臣が管理することになっていたが、職員ほとんどが朝鮮に在勤しており、彼らを実際に監督したのは総督であった。

(6) こうした前提から、王公族の全体像を解明するためには李王職の内実を明らかにしていかなければならない。そこで、まず『職員録』を活用して、1911年から1943年の構成員を調査した。その結果、事務官(長官・次官に次ぎ、庶務を掌る)は次のような人物で占められていたあることが明らかになった。韓国時代に宮内府、英親王府、義親王府の官吏を経験した者は太字にした。

内地人		
多田桓	蟻川新	林文太郎
青山浅次郎	村上龍信	権藤四郎介
末松熊彦	上邨正巳	津軽英麿
黒崎美智雄	多賀高延	増田英信
国分象太郎	武藤文吾	近藤左右一
田中遷	呼子友一郎	今村鞠
仁木義家	佐藤明道	大浦常造
池尻萬寿夫	林健太郎	志賀信光
飯高治衛	山下平一	葛城末治
斎藤治郎	宮島敏雄	高木茂
岸田遠保		

朝鮮人		
李会九	李謙濟	金奎熙
高義誠	俞致衡	李起泓
玄百運	金東完	金觀鎬
尹世鏞	朴叙陽	趙東源
尹喜求	崔鍵滌	安淳煥
李容汶	李龍漢	嚴柱承
劉燦	徐相璿	金相昱
金澤基	閔達植	金明秀
尹始鏞	韓相鶴	李恒九
高義敬	李仁用	朴胄彬
安商説	李源昇	韓昌洙
嚴允燮	嚴柱日	李謙聖
金東錫	李聖默	

(7) 賛侍、典祀、典医、技師、属、典祀補、典医補、技手の構成員については新城道彦「李王職の編成と職員構成—1911年から1943年までの李王職の構成人員確定作業—」『韓国言語文化研究』18巻、2010年を参照。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①新城道彦、李王職の編成と長官・次官・事務官の略歴—王公族研究の基礎データ—、韓国研究センター年報、査読無、11号、2011、pp.68—79

②新城道彦、李王職の編成と職員構成—1911年から1943年までの李王職の構成人員確定作業—、韓国言語文化研究、査読有、18号、2010、pp.37—71

③新城道彦、王公族の創設と日本の対韓政策—「合意的国際条約」としての韓国併合—、東アジア近代史、査読有、14号、2011(掲載確定)

〔学会発表〕(計5件)

①新城道彦、韓国併合と皇室制度の変容—李垠と梨本宮方子の婚儀計画を中心に、国際ワークショップ台湾・朝鮮から〈帝国〉日本を考える、2010年11月14日、成功大学

②新城道彦、梨本宮方子の婚嫁計画にみる王公族の法的位置づけ—韓国併合による皇室制

度の変容—、国際シンポジウム 2010 日本の韓国併合、2010年8月29日、首都大学東京
③新城道彦、韓国併合と王公族の創設、第3回奎章閣韓国学国際シンポジウム、2010年8月28日、ソウル大学校奎章閣、韓国語発表
④新城道彦、「王公族」の創出と日本政府の対韓政策、東アジア近代史学会第15回大会、2010年6月20日、国土舘大学
⑤新城道彦、韓国併合による王公族の創設とその構成人員、東アジア近代史学会第115回例会、2009年12月12日、於専修大学

〔図書〕(計1件)

新城道彦『天皇の韓国併合(仮題)』(法政大学出版社)(出版確定済)

〔その他〕

〔書評〕小川原宏幸『伊藤博文の韓国併合構想と朝鮮社会—王権論の相克—』(岩波書店、2010年)、(『日本歴史』、753号、2011年)

ホームページ等

<http://shinjoh8m.web.fc2.com/>

新城道彦、韓国併合100年 成立を問い直す、毎日新聞(九州山口版)、2010

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新城 道彦 (SHINJOH MICHHIKO)
九州大学・韓国研究センター・助教
研究者番号：40553558

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：